

|   |  |                            |
|---|--|----------------------------|
| <p>公安委員会<br/>報告資料</p>   | <p>鹿児島拘置支所との「被収容者及び被留置者の適正な処遇等に関する協定」の締結について</p> | <p>令和7年2月26日<br/>留置管理課</p> |
| <p>1 趣旨</p> <p>県内各留置施設及び刑事施設たる鹿児島拘置支所が、平素から緊密に連携協力して、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）に基づき、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者及び被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適正な処遇を行うことを目的に、留置管理課と鹿児島拘置支所が協定を締結するもの。</p> <p>2 協定の骨子</p> <p>(1) 被収容者・被留置者適正処遇連絡会議の設置</p> <p>ア おおむね年に2回、定例会議を開催し、必要に応じて臨時会議を開催する。</p> <p>イ 会議では、被留置者の適正な処遇についての情報交換等を行う。また、必要な研修や訓練、相互の施設参観を行う。</p> <p>ウ 会議には、検察庁や少年鑑別所等、必要と認める機関・団体の参加を求めることができる。</p> <p>(2) 刑事施設に移送となる被留置者に関する情報の速やかな連絡等</p> <p>ア 刑事施設への移送が決定次第、被留置者の人定事項、身分関係、健康状態、投薬状況等の情報を速やかに鹿児島拘置支所に提供する。</p> <p>イ 医師から被留置者に処方されていた薬剤についても、留置施設の運営に特段の支障が生じない限りにおいて鹿児島拘置支所に引き継ぐ。</p> <p>3 協定締結日</p> <p>令和7年2月21日（金）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 刑務官は留置担当官とは異なり、拝命してから退職するまで、ずっと被収容者の動静監視や処遇対応に従事しており、一人一人が「看守のプロ」と言える。教養や合同訓練を通じ、刑務官から必要な知識や技術を得ることで留置担当官のスキルアップも期待される。</p> <p>(2) 鹿児島拘置支所において推進している適正な施設運営管理のための効果的な取組や刑務官のメンタルケアの取組については留置施設でも導入していく。</p> <p>(3) 今後、大規模自然災害の発生を想定した合同避難誘導訓練等も実施する。</p> |  |                            |